

沼田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について

1 趣 旨

本市水道事業においては、人口減少に伴う給水収益の減少や浄水場等施設の老朽化に伴う更新費用の増大によりたいへん厳しい経営状況となっており、昨年度に同事業の中長期的な経営目標を定めた「沼田市水道事業経営戦略」においても、期間中の資金ショートを回避するためには料金改定が必要であると示されています。

そのため、今年4月に学識経験者や公共的団体代表者など委員6名により構成される「沼田市水道料金あり方検討委員会」を設置し、水道料金の見直しに関して諮問を行い、5回の審議を経て、10月11日に答申書が提出されました。

本件は、この答申を踏まえて本市上水道区域における水道料金体系を見直すため、規定する「沼田市水道事業給水条例」の一部を改正し、本市水道事業の持続的かつ安定的な経営環境の整備を図るものです。

2 条例改正の主な内容

(1) 料金体系の見直し

前回の料金改定（平成5年）から30年以上が経過し、水道水の使用状況は大きく変化していることから、料金区分の明確化や負担の公平性を考慮して、現在の基本料金体系を「用途別」から「口径別」へ変更します。

(2) メーター使用料の廃止

改定前の条例において規定していた「メーター使用料」については、水道メーターの維持管理に係る費用として別途算定しておりましたが、今回の料金算定においては水道料金に含めて算定していることから、廃止します。

(3) 料金改定案

上記を踏まえ、料金体系表を下記のとおり改正します。

(税抜)

用途	メーターの口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金(1立方メートルにつき)	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	1,010円	0円	150円
	20ミリメートル	1,600円		
	25ミリメートル	2,290円		
	30ミリメートル	2,990円		
	40ミリメートル	4,500円		
	50ミリメートル	6,820円		
	75ミリメートル	14,500円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	150円

ただし、現下の厳しい経済情勢に配慮し、特例措置として、令和9年3月までは下記の料金を適用する段階的値上げとします。

(税抜)

用途	メーターの口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金(1立方メートルにつき)	
			8立方メートルまで	9立方メートル以上
一般用	13ミリメートル	900円	0円	134円
	20ミリメートル	1,420円		
	25ミリメートル	2,040円		
	30ミリメートル	2,660円		
	40ミリメートル	4,010円		
	50ミリメートル	6,070円		
	75ミリメートル	12,910円		
臨時用	—	—	1立方メートルにつき	134円

3 今後のスケジュール

(1) パブリックコメントの実施(令和6年11月5日～同年11月22日)

※提出期間については、沼田市市民意見提出手続実施要綱第6条第1項により原則30日と定められておりますが、答申書受理後に新料金改定案を作成し議会上程準備までに要する事務手続きの関係上、やむを得ず上記期間とします。

(2) 改正条例に係る議案の上程(令和6年12月市議会定例会を予定)

(3) 令和7年4月1日条例施行

※ただし、改正後料金体系の適用は経過措置により令和7年9月分からとします。